(公印·契印省略)

総 政 企 第 154 号 令和 6 年 6 月 26日

総務大臣 松 本 剛 明

諮問第185号 国勢調査の変更について(諮問)

標記について、令和6年6月5日付け総統勢第97号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について(申請)」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法(平成19年法律第53号)第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

(参考:別添申請関連書類の目次)

1.	申請書	
2.	申請事	項記載書 (注:調査計画本文の記載に関する新旧対照表) · · · · · · · 2
	国勢調査	で調査事項の変更点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
	国勢調査	☑調査世帯一覧の変更点・・・・・・・・・・・・・ 1€
	国勢調査	至集計事項の変更点・・・・・・・・・・18
	国勢調査	至における統計基準適用上の特記事項の変更点・・・・・・・・・・19
3.	変更後	の調査計画(注:申請内容を反映した令和7年度調査の計画)・・・・・・ 20
	別添1	国勢調査票······25
	別添2	調査世帯一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
	別添3	調査区要図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
	別添4 別添4の	国勢調査集計事項······29)参考 1 結果表表題一覧······30
	別添5	国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧・・・・・・・・・・・・42
	別添6	国勢調査における統計基準適用上の特記事項・・・・・・・・・・・・・・・・43
4	国勢調	査の必要性等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

【公印·契印省略】

総統勢第97号令和6年6月5日

総務大臣殿

総務大臣

基幹統計調査の変更について (申請)

下記調査の変更について、統計法(平成19年法律第53号)第11条第1項の規定に基づく承認を 受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

国勢調査

主管部課	総務省統計局統計調査部国勢統計課		
事務担当者	濵口 宜久	電話	03 (5273) 1152
		e-mail	c-kikaku@soumu.go.jp

申請事項記載書

- 調査の名称
 国勢調査
- 2 変更の内容

2 変更の内容		
変更案	変更前	変更理由
1 調査の名称	1 調査の名称	〈変更なし〉
国勢調査	国勢調査	
2 調査の目的	2 調査の目的	〈変更なし〉
統計法(平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。)	統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)	
第5条第2項の規定に基づき、国勢統計(法第2条第4項	第5条第2項の規定に基づき、国勢統計(法第2条第4項	
第1号に規定する基幹統計)を作成し、国内の人及び世帯	第1号に規定する基幹統計)を作成し、国内の人及び世帯	
の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得るこ	の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得るこ	
とを目的とする。	とを目的とする。	
3 調査対象の範囲	3 調査対象の範囲	
(1) 地域的範囲 <u>(■全国 □その他)</u>	(1)地域的範囲	・申請事項記載書の様式変
本邦(総務省令で定める島を除く。)	本邦(総務省令で定める島を除く。)	更に伴う形式的変更
(2)属性的範囲(■個人 ■世帯 □事業所 □企業・法人・	(2)属性的範囲	・申請事項記載書の様式変
団体 □地方公共団体 □その他)		更に伴う形式的変更
前記(1)記載の範囲に常住する者(ただし、外国政	前記(1)記載の範囲に常住する者(ただし、外国政	321-11 3713 4113232
府の外交使節団・領事機関の構成員(随員やその家族を	府の外交使節団・領事機関の構成員(随員やその家族を	
含む。)及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。)	含む。) 及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。)	
4 報告を求める個人又は法人その他の団体	4 報告を求める個人又は法人その他の団体	
(1) 報告者数	(1) <u>数</u>	・申請事項記載書の様式変
約 <u>1億2600</u> 万人(約 <u>5500</u> 万世帯)	約 <u>1 億 2700</u> 万人(約 <u>5300</u> 万世帯)	更に伴う形式的変更
(2) 報告者の選定方法 (■全数 □無作為抽出 (□全数階	(2) <u>選定の方法</u> (■全数 □無作為抽出 □有意抽出)	・母集団数の変更(令和2年
<u>層あり)</u> □有意抽出)	(o) 40 44 26 49	国勢調査結果を反映)
(3)報告義務者	(3) 報告義務者	
ア 後記5(1)中のア〜ソに掲げる事項については世	ア 後記5(1)中のア〜ソに掲げる事項については世	
帯員が、同タ~テに掲げる事項については世帯主又は	帯員が、同タ〜テに掲げる事項については世帯主又は	
世帯の代表者が、それぞれ報告しなければならない。	世帯の代表者が、それぞれ報告しなければならない。	
イ 報告は、世帯主(世帯の代表者を含む。)又は世帯	イ 報告は、世帯主(世帯の代表者を含む。)又は世帯	
員が調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を	員が調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を	
提出することにより行うものとする。	提出することにより行うものとする。	
]

ただし、報告に当たって、国勢調査専用のオンライ	ただし、報告に当たって、国勢調査専用のオンライ]
ンシステムを利用することができる。	ンシステムを利用することができる。	
5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間	5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間	
(1) 報告を求める事項	(1) 報告を求める事項	
調査票(別添1)により、次に掲げる事項を調査する。	調査票(別添1)により、次に掲げる事項を調査する。	
ただし、法第5条第2項ただし書の規定による国勢調査	ただし、法第5条第2項ただし書の規定による国勢調査	
にあっては、ケ及びソに掲げる事項を除く。	にあっては、 <u>キ、ク、ケ及びソ</u> に掲げる事項を除く。	・大規模調査の実施年に把
ア 氏名	ア 氏名	握するべき調査事項の「キ
イの男女の別	イ 男女の別	現在の住居における居住期
ウ出生の年月	ウ出生の年月	間」、「ク 5年前の住居
エー世帯主との続柄	エー世帯主との続柄	の所在地」について、簡易
オー配偶の関係	オ配偶の関係	調査の実施年にも把握する
力国籍	力国籍	べき調査事項とすることか
キ 現在の住居における居住期間	キ 現在の住居における居住期間	ら、ただし書事項から削除
ク 5年前の住居の所在地	ク 5年前の住居の所在地	
ケー在学、卒業等教育の状況	ケー在学、卒業等教育の状況	
コー就業状態	コー就業状態	
サ 所属の事業所の名称及び事業の種類	サ 所属の事業所の名称及び事業の種類	
シ 仕事の種類	シ 仕事の種類	
ス 従業上の地位	ス 従業上の地位	
セー従業地又は通学地	セー従業地又は通学地	
ソ 従業地又は通学地までの利用交通手段	ソ 従業地又は通学地までの利用交通手段	
ター世帯の種類	ター世帯の種類	
チー世帯員の数	チー世帯員の数	
ツー住居の種類	ツー住居の種類	
テー住宅の建て方	テー住宅の建て方	
_(削除)	※ タ「世帯の種類」及びテ「住宅の建て方」について	・「ター世帯の種類」及び
	は、調査員による他計報告(オンライン調査システ	「テ 住宅の建て方」につ
	<u>ムを利用して報告する場合を除く。)。</u>	いて調査票による回答の場
〔集計しない事項の有無〕 □無 ■有		合も世帯報告事項とするこ
氏名については、調査票の提出状況を把握するために用		とから※書きを削除
いるものであり、集計は行わない。		・申請事項記載書の様式変
(2) 基準となる期日又は期間	(2) 基準となる期日又は期間	更に伴う形式的変更
調査実施年の10月1日午前零時現在	調査実施年の10月1日午前零時現在	
6 報告を求めるために用いる方法	6 報告を求めるために用いる方法	
(1)調査系統	(1) 調査組織	・申請事項記載書の様式変

ア 総務省-都道府県-市町村-指導員-調査員(又は 民間事業者(※1))一世帯

イ 総務省-都道府県-市町村-世帯(※2)

※1 後記(2)イただし書による民間事業者

※2 後記(2)ア(ア)ただし書による調査方法の 調查系統

総務省-都道府県-市町村-指導員-調査員(又は民 更に伴う形式的変更 間事業者(※))一世帯

※ 後記(2)イただし書による民間事業者

・ 希望する都道府県の一部 の調査区において郵送配布 を可能とするための記述を 追加

(2)調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査(□政府統計共同利用シス テム ■独自のシステム □電子メール) ■調査員調査

「調査方法の概要」

ア 調査方法

(ア) オンライン調査回答用 I D 及び調査票の配布 調査員又は民間事業者(以下「調査員等」という。) は、オンライン調査回答用ID及び調査票を世帯に 配布する。

ただし、総務大臣が指定する地域については、市 町村長がオンライン調査回答用ID及び調査票を 郵送により世帯に配布することができる。

(イ) 世帯の回答方法

世帯は、所定の期間において調査票による回答に 先行して、国勢調査専用のオンラインシステムにア クセスし、回答することができる。また、10月1日 以降は、国勢調査専用のオンラインシステムのほ か、調査票を郵送により提出又は調査員等へ提出す る方法のいずれかを選択し、回答する。

(ウ)調査票の取集

調査員等が世帯から調査票を取集するほか、郵送 により世帯から調査票を取集する。

ただし、市町村長は、地域特性等を考慮の上、調 取集しないことを選択できる。

また、前記4(3)イただし書の記載による場合 には、市町村職員が、国勢調査専用のオンラインシ ステムから当該市町村内にある世帯に係る報告を

(2)調査方法(■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン 調査 □その他 ())

ア 調査方法

(ア) オンライン調査回答用 I D及び調査票の配布 調査員又は民間事業者(以下「調査員等」という。) は、オンライン調査回答用ID及び調査票を世帯に 配布する。

(イ) 世帯の回答方法

世帯は、所定の期間において調査票による回答に 先行して、国勢調査専用のオンラインシステムにア クセスし、回答することができる。また、10月1日 以降は、国勢調査専用のオンラインシステムのほ か、調査票を郵送により提出又は調査員等へ提出す る方法のいずれかを選択し、回答する。

(ウ)調査票の取集

調査員等が世帯から調査票を取集するほか、郵送 により世帯から調査票を取集する。

ただし、市町村長は、地域特性等を考慮の上、調 取集しないことを選択できる。

また、前記4(3)イただし書の記載による場合 には、市町村職員が、国勢調査専用のオンラインシ ステムから当該市町村内にある世帯に係る報告を

申請事項記載書の様式変 更に伴う形式的変更

• 希望する都道府県の一部 の調査区において郵送配布 を可能とするための記述を

求める事項を入手する。

なお、世帯から調査票の取集ができない場合には、調査員等が、関係者の協力を得て、聞き取り調査を行い、報告を求める事項の一部を入手する。

※ 世帯は、調査員に調査票を提出する場合は、調査票を調査員にそのまま提出する方法、封入して 調査員に提出する方法のいずれかを選択することができる。

イ 指導員及び調査員等

指導員及び調査員は、市町村長の推薦に基づき、総 務大臣が任命する。指導員は、市町村長の指導を受け て、調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書 類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。

調査員は、市町村長及び指導員の指導を受けて、担 当調査区内にある世帯に係る調査票の配布・取集・検 査、調査世帯一覧(別添2)及び調査区要図(別添3) の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

ただし、市町村長は、住居・施設等の管理者等が所属する民間事業者(組織、法人等)と調査員業務の委託契約を締結することができる。

7 報告を求める期間

(1)調査の周期

□ 1 回限り □毎月 □四半期 □ 1年 □ 2年 □ 3 年 □ 4年 ■ 5年 □不定期 □その他() <u>(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年:</u> 令和 2 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 <u>令和7年</u>9月 <u>20日</u>~10月 <u>27日</u> (削除) 求める事項を入手する。

なお、世帯から調査票の取集ができない場合には、調査員等が、関係者の協力を得て、聞き取り調査を行い、報告を求める事項の一部を入手する。

※ 世帯は、調査員に調査票を提出する場合は、調査票を調査員にそのまま提出する方法、封入して 調査員に提出する方法のいずれかを選択することができる。

イ 指導員及び調査員等

指導員及び調査員は、市町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する。指導員は、市町村長の指導を受けて、調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。

調査員は、市町村長及び指導員の指導を受けて、担 当調査区内にある世帯に係る調査票の配布・取集・検 査、調査世帯一覧(別添2)及び調査区要図(別添3) の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

ただし、市町村長は、住居・施設等の管理者等が所属する民間事業者(組織、法人等)と調査員業務の委託契約を締結することができる。

7 報告を求める期間

(1)調査の周期

<u>5年</u>

(2)調査の実施期間又は調査票の提出期限9月14日~10月20日

ただし、別表に掲げる地域については11月20日まで期間を延長する。また、熊本県球磨村については12月20日まで、人吉市については令和3年2月20日まで期間を延長する。

〈変更なし〉

・申請事項記載書の様式変 更に伴う形式的変更

・調査票の配布開始を後ろ倒しし、提出期限から督促開始までの期間を確保したことによる実施期間の変更・令和2年国勢調査では、新型コロナウイルス感染症の影響や、令和2年7月の

8 集計事項 集計は、総務省において、「国勢調査集計事項」(別添 4)について、「国勢調査の集計体系及び結果の公表・提 供等一覧」(別添5)に示す次の区分により行う。 なお、独立行政法人統計センターの年度目標により総務 大臣が指示した集計については、同法人が策定した事業計 画の認可を経て、同法人が当該業務を行うこととする。 (1)速報集計 人口速報集計 人口速報集計 ア 人口等基本集計 イ 就業状態等基本集計 イ 就業状態等基本集計 (3)抽出詳細集計 (4)従業地・通学地集計 (5)人口移動集計	8 集計事項 集計は、総務省において、「国勢調査集計事項」(別添 4)について、「国勢調査の集計体系及び結果の公表・提 供等一覧」(別添5)に示す次の区分により行う。 なお、独立行政法人統計センターの年度目標により総務 大臣が指示した集計については、同法人が策定した事業計 画の認可を経て、同法人が当該業務を行うこととする。 (1)速報集計 人口速報集計(要計表による人口集計) (2)基本集計 ア 人口等基本集計 イ 就業状態等基本集計 イ 就業状態等基本集計 (3)抽出詳細集計 (4)従業地・通学地集計 (5)人口移動集計	豪雨災害発生に伴い、一部変更して実施したが、前回調査のみの対応としていることから削除 <変更なし>
(6) 小地域集計 9 調査結果の公表の方法及び期日 (1) 公表の方法(■e-Stat □インターネット(e-Stat 以外) ■印刷物 □閲覧) (2) 公表の期日 調査結果は、前記8の集計区分に応じ、集計の完了したものから順次公表する。(別添5) なお、「人口速報集計(要計表による人口集計)」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数については調査を実施する年の翌年5月末までに、「人口等基本集計」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数及び世帯数(確定人口及び世帯数)については調査を実施する年の翌年9月末までに、それぞれ官報に公示する。	(6) 小地域集計 別では、一部では、一部では、またのでは、またのでは、またのでは、またののでは、またののでは、またののでは、またののでは、またののでは、またののでは、またのでは、またのでは、またのでは、またでは、「人口をは、しては、は、「人口をは、など、「人口をは、など、「人口をは、など、「人口をは、などでは、「人口をは、などでは、「人口をは、などでは、「人口をは、などでは、「人口をは、などでは、などでは、などでは、などでは、などでは、などでは、などでは、などで	・申請事項記載書の様式変 更に伴う形式的変更 ・実態に則した記載の変更 ・新型コロナウイルス感染 症の影響や、令和2年7月 の豪雨災害発生を前提とし ない公表期日の変更

10 使用する統計基準等

■使用する→■日本標準産業分類 ■日本標準職業分類

□その他 ()

□使用しない

産業分類及び職業分類は、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づいたものとするが、大分類項目を除く分類項目の一部については、分類項目を細分し、又は分類項目のいずれかを集約して表章に利用する。

ただし、「国勢調査における統計基準適用上の特記事項」 (別添6)に掲げる分類項目についてはこの限りでない。

10 使用する統計基準

産業分類及び職業分類は、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づいたものとするが、大分類項目を除く分類項目の一部については、分類項目を細分し、又は分類項目のいずれかを集約して表章に利用する。

ただし、「国勢調査における統計基準適用上の特記事項」 (別添6)に掲げる分類項目についてはこの限りでない。

申請事項記載書の様式変更に伴う形式的変更

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

保存期間	保存責任者
3年間	総務省統計局長
永年	同上
10 年間	正本 総務省統
	計局長
	副本 市町村長
同上	同上
次回調査まで	正本 総務省統
	計局長
	副本 都道府県
	知事、市町村長
同上	正本 総務省統
	計局長
	副本 都道府県
	知事
	3年間 永年 10年間 同上 次回調査まで

書類名	保存期間	保存責任者
調査票	3年間	総務省統計局長
調査票の内容(氏	永年	同上
名を除く)が転写		
されている電磁的		
記録		
調査世帯一覧	10 年間	正本 総務省統
		計局長
		副本 市町村長
調査区要図	同上	同上
市区町村要計表	次回調査まで	正本 総務省統
		計局長
		副本 都道府県
		知事、市町村長
都道府県要計表	同上	正本 総務省統
		計局長
		副本都道府県
		知事
結果原表又は結果	<u>永年</u>	総務省統計局長
原表が複写されて		
いるマイクロフィルム若し		
くは電磁的記録		

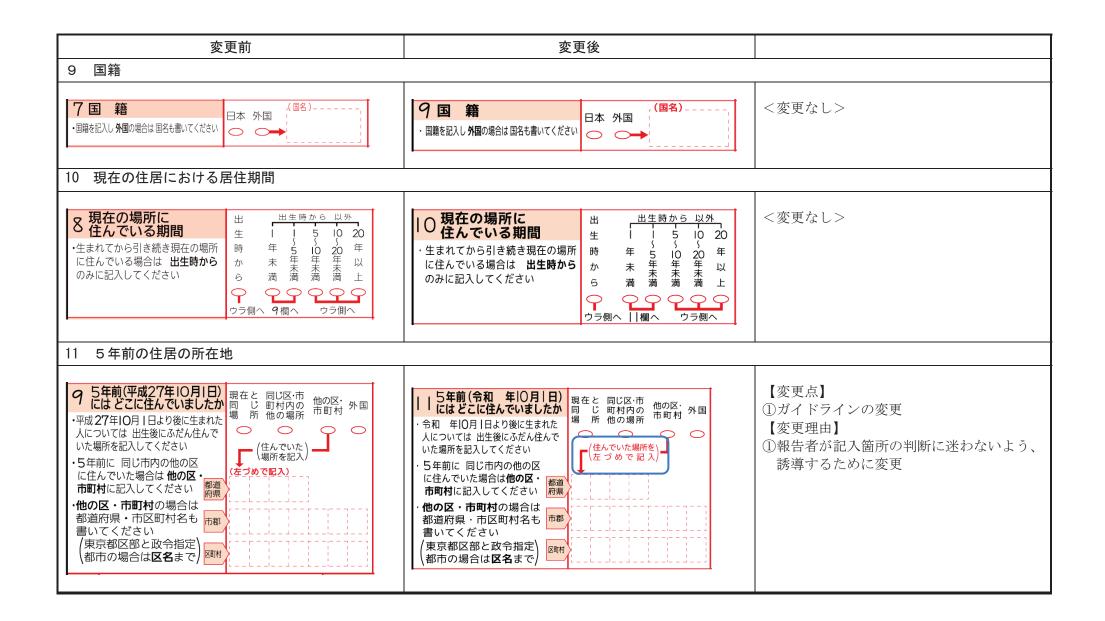
・統計法上の「調査票情報」 に該当するもののみの記 載に修正

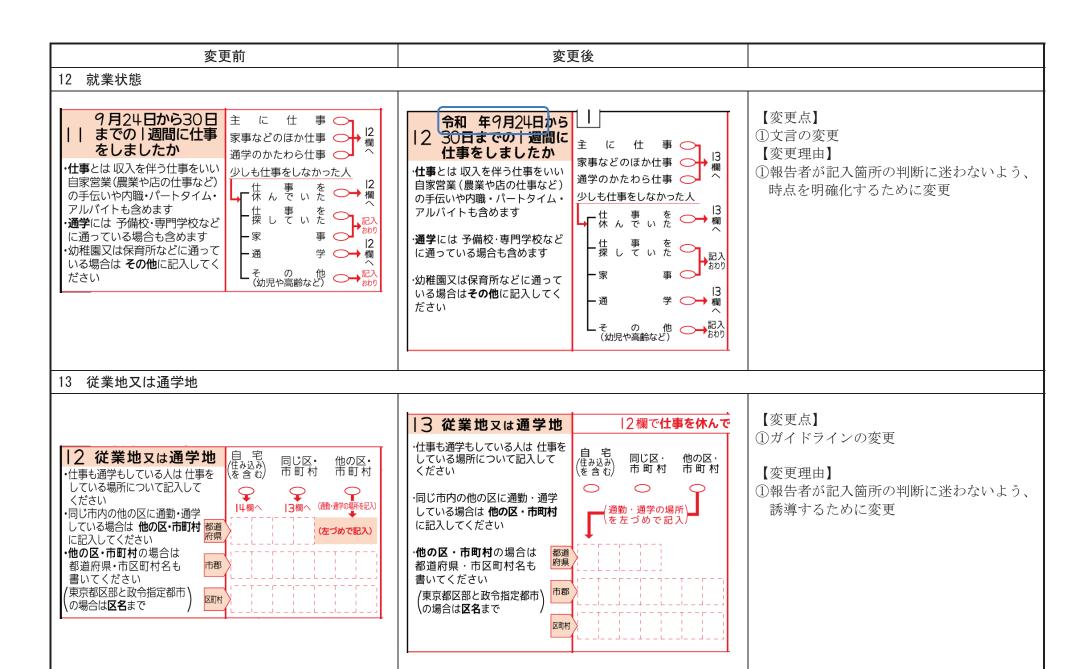
12	立入検査等の対象とすることができる事項	12	立入検査等の対象とすることができる事項	
	前記5 (1) 中のア、イ、 <u>タ、チ及びテ</u> に掲げる事項		前記5 (1) 中のア、イ <u>及びチ</u> に掲げる事項	・調査員による他計報告
				(オンライン調査システム
				を利用して報告する場合を
				除く。)としていた、「タ
				世帯の種類」及び「テー住
				宅の建て方」について調査
				票による回答の場合も世帯
				報告事項とすることから、
				立入検査等の対象とするこ
				とができる事項に追加

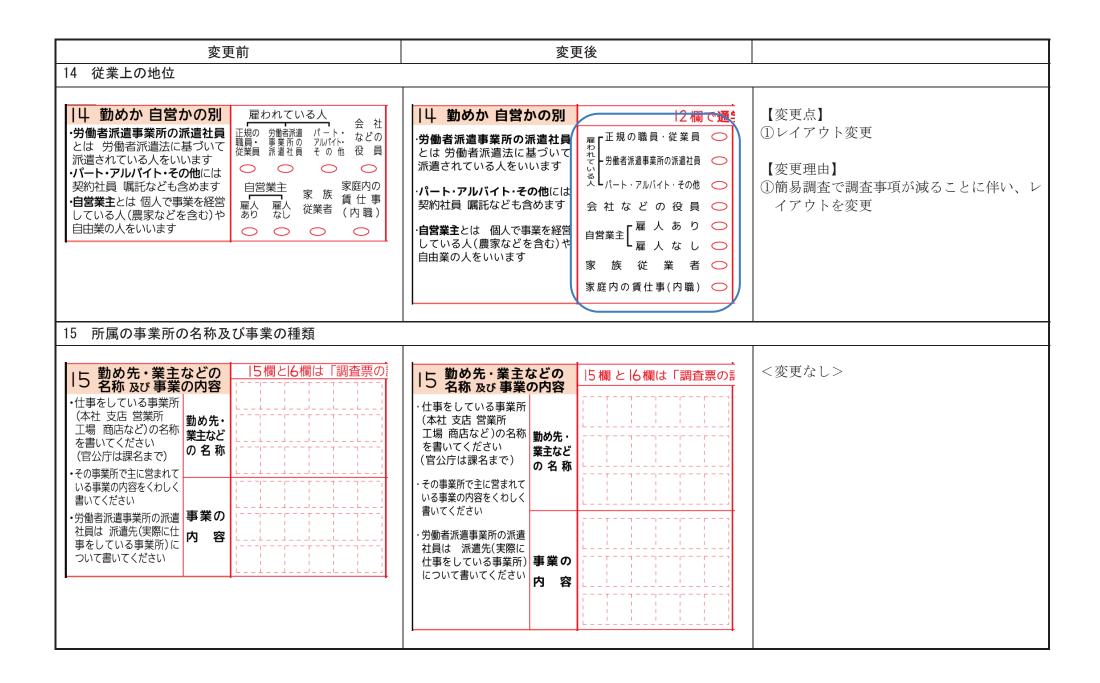
国勢調査調査事項の変更点

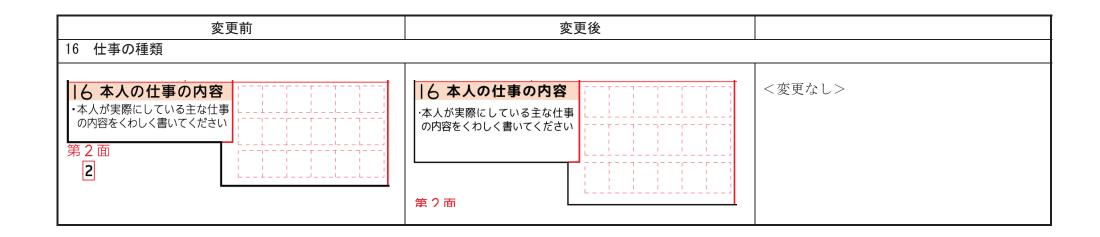
変更前	変更後	
1 世帯の種類		
世帯 一般世帯 学校の寮・ の (一人世帯 会社等の) 寄宿舎の の入院者 の社会施設 その他 学生・生徒 の入所者	世帯の種類	【変更点】 ①調査員記入欄から世帯記入欄へ変更 【変更理由】 ①オンライン調査票との整合性及び調査員の 事務負担軽減を図るもの
2 世帯員の数		
世帯員の数 総数 男 女 ・ふだん住んでいる人 全員の人数を書いて ください	2 世帯員の数 総数 男 女 ・ふだん住んでいる人 全員の人数を書いて ください 人	<変更なし>
3 住居の種類		
2 住居の種類 都道府県・ 都市区町村営 公社等の 計区町村営 公社等の 賃貸住宅 賃貸住宅 賃貸住宅 賃貸住宅 賃貸住宅 賃貸住宅 付担をなど 間借り 寄宿舎	3 住居の種類 お市再生機構 給与住宅 住宅に 会社等の 大き家 民営の 市区町村営 (JR)・公社等 (大き・公務 の賃貸住宅 の賃貸住宅 の賃貸住宅など) 日間借り 寄宿舎 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	【変更点】 ①レイアウトの変更 ②ガイドラインの追加 ③文言の変更 【変更理由】 ①左から数の多い順に変更 ②報告者が記入箇所の判断に迷わないよう、誘導するために追加 ③実態に合わせ略称の追加
4 住宅の建て方		
住宅 (テラスハウスを含む) (アパート・マンジョンなど) 建物全体 の住宅が の住宅が ある 階 建て方 階建 間 階 産 間 階 産 間 階 産 間 階 産 間 階 産 間 階 産 間 階 産 間 階 産 間 階 産 間 階 産 間 間 間 で 間 で に か で は で は	# 住宅の建く力 建物全体 住んでいる の 階 数 階 数	【変更点】 ①調査員記入欄から世帯記入欄へ変更 ②レイアウトの変更 【変更理由】 ①オンライン調査票との整合性及び調査員の 事務負担軽減を図るもの ②①に伴うレイアウトの変更

変更前	変更後	
5 氏名、男女の別		
3 氏名及び男女の別 ・ふ だん 住ん でいる人 を もれなく書いてください 男 女	5 氏名及び男女の別 · ふだん住んでいる人 を もれなく書いてください 男 ○ 女 ○	<変更なし>
6 世帯主との続き柄		
中世帯主との続き柄 世帯主 世帯主 フは の の 日本 ・ 世帯主 配偶者 (妻又は夫)の 祖父母・兄弟姉妹はそれぞれ 祖父母・兄弟姉妹に含めます 代表者 配偶者 の父母	6 世帯主との続き柄 ・世帯主の配偶者(妻又は夫)の 祖父母・兄弟姉妹はそれぞれ 祖父母・兄弟姉妹に含めます ・孫の配偶者は孫に 兄弟姉妹の 配偶者は兄弟姉妹に含めます ・孫の配偶者は兄弟姉妹に含めます	<変更なし>
7 出生の年月		
5 出生の年月 ・該当する元号又は西暦に記入した。うえで 年及び月を書いてください・年を西暦で記入する場合は西暦年の4桁を書いてください	7 出生の年月 明治 大正 昭和 平成 令和 西暦 ・該当する元号又は西暦に記入した うえで 年及び月を書いてください ・年を西暦で記入する場合は 西暦年 の 4桁を書いてください 毎暦年	<変更なし>
8 配偶の関係		
6 配偶者の有無 未婚(如別など) 配偶者 死別 離別 ・届出の有無に関係なく記入してください の の の	8 配偶者の有無 未婚(物児など) 配偶者 死別 離別 ・届出の有無に関係なく記入してください あ り	<変更なし>



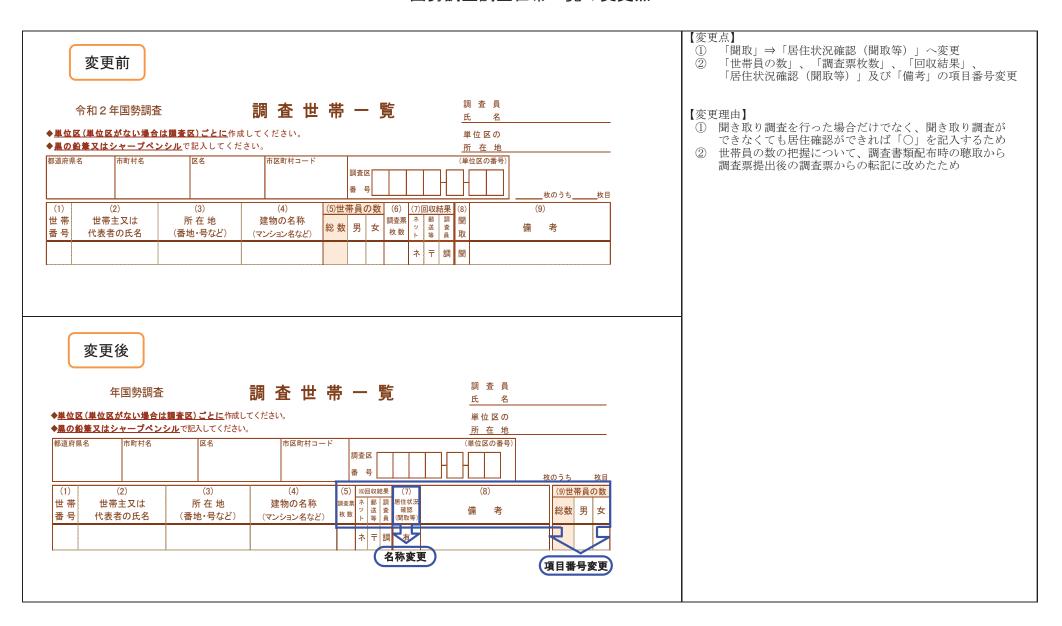






変更前	変更後	
教育		
・現在 学校に在学しているかどうかに ついて記入したうえで矢印に従って 記入してください ・在学中の人はその学校について 卒業 の人は最終卒業学校(中途退学した 人はその前の卒業学校(中途退学した 人はその前の卒業学校)について 記入してください ・専修学校(専門学校など)・各種学校に 在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の8ページを参照して記入してください 大学院 知児・その他 乳児・その他		● 大規模調査年の調査事項
従業地又は通学地までの利用交通手段 		
13		● 大規模調査年の調査事項

国勢調査調査世帯一覧の変更点



国勢調査調査区要図の変更点

変更前	<変更なし>
令和 2 年国勢調査 調査区要図 調査員 <u>氏名</u> 調査区	
◆ 黒の鉛筆又はシャープペンシル で記入してください。	
都道府県名 市町村名 区名 市区町村コード 調査区番号 (単位区の番号)	
変更後	
发 文版	
年国勢調査 調査 区要 図 調査員	
調 査 区 ◆黒の鉛筆又はシャープペンシル で記入してください。 <u>の所在地</u>	
都道府県名 市町村名 区名 市区町村コード 調査区番号 (単位区の番号)	
	1

国勢調査集計事項の変更点

変 更 後	変 更 前	変更理由
次の事項について、全国、都道府県、市区町村、町丁・	次の事項について、全国、都道府県、市区町村、町丁・	
字及びその他の地域別に集計する(詳細は <u>参考1</u> 結果表表	字及びその他の地域別に集計する(詳細は <u>別紙</u> 結果表表題	資料番号の変更に伴う修正
題一覧のとおり)。ただし、統計法第5条第2項ただし書の	一覧のとおり)。ただし、統計法第5条第2項ただし書の	
規定による国勢調査にあっては、 <u>サ及びス</u> に関する事項を	規定による国勢調査にあっては、 <u>オ、カ、サ及びス</u> に関す	大規模調査の実施年に把握する
除く。	る事項を除く。	べき集計事項の「オ 現在の住居
		における居住期間に関する事項」、
ア 人口及び世帯に関する総括的な事項	ア 人口及び世帯に関する総括的な事項	「カ 人口移動に関する事項」に
イ 男女・年齢別の人口構成及び高齢者に関する事項	イ 男女・年齢別の人口構成及び高齢者に関する事項	ついて、簡易調査の実施年にも把
ウ 配偶関係及び夫婦に関する事項	ウ 配偶関係及び夫婦に関する事項	握するべき集計事項とすることか
エ 国籍及び外国人に関する事項	エ 国籍及び外国人に関する事項	ら、ただし書事項から削除
オ 現在の住居における居住期間に関する事項	オ 現在の住居における居住期間に関する事項	
カー人口移動に関する事項	カ 人口移動に関する事項	
キ 労働力状態に関する事項	キ 労働力状態に関する事項	
ク 従業上の地位に関する事項	ク 従業上の地位に関する事項	
ケ 産業構成に関する事項	ケ 産業構成に関する事項	
コ 職業構成に関する事項	コ 職業構成に関する事項	
サ 教育に関する事項	サ 教育に関する事項	
シ 従業地・通学地による人口構成に関する事項	シ 従業地・通学地による人口構成に関する事項	
ス 通勤・通学時の利用交通手段に関する事項	ス 通勤・通学時の利用交通手段に関する事項	
セ 世帯の種類に関する事項	セ 世帯の種類に関する事項	
ソ 世帯構成及び家族構成・同居児に関する事項	ソ 世帯構成及び家族構成・同居児に関する事項	
タ 住居の種類、住居の所有の関係に関する事項	タ 住居の種類、住居の所有の関係に関する事項	
チ 住宅の建て方に関する事項	チ 住宅の建て方に関する事項	
ツ 平成12年市町村(いわゆる「平成の大合併」以前の市	ツ 平成12年市町村(いわゆる「平成の大合併」以前の市	
町村)に関する事項	町村)に関する事項	

国勢調査における統計基準適用上の特記事項の変更点

変 更 後	変更前	変更理由
国勢調査の集計に用いる産業分類及び職業分類については、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づくものとするが、以下の分類項目についてはこれらによらないこととする。	は、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づ	
○表章を行わない分類項目及びその <u>取扱い</u> <産業分類> ・中分類「無店舗小売業」については、結果表章せず、有店舗・無店舗にかかわらず販売品によりそれぞれの小売業に分類する。 ・小分類「管理 <u></u> 補助的経済活動を行う事業所」については、結果表章せず、管理又は補助的経済活動の対象となる事業所の主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。	小売業に分類する。 ・小分類「管理 <u></u> 補助的経済活動を行う事業所」については、結果表章せず、管理又は補助的経済活動の対象	
○表章を行わない理由 これらの分類項目を表章するためには、正確に事業の内容 を把握することができるよう調査事項を増設するなどの措置 が必要となる。しかし、調査環境が厳しくなる中でこのよう な措置を講ずることは、世帯における記入者負担を増大させ、 結果として正確な統計を維持することが困難となるおそれが ある。 したがって、これらの分類項目については結果表章を行わ ないこととする。	を把握することができるよう調査事項を増設するなどの措置 が必要となる。しかし、調査環境が厳しくなる中でこのよう な措置を講ずることは、世帯における記入者負担を増大させ、 結果として正確な統計を維持することが困難となるおそれが ある。	

調査計画 (変更後)

調査の名称
 国勢調査

2 調査の目的

統計法(平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。)第 5 条第 2 項の規定に基づき、 国勢統計(法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する基幹統計)を作成し、国内の人及び世帯の 実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域的範囲(■全国 □その他) 本邦(総務省令で定める島を除く。)
- (2) 属性的範囲(■個人 ■世帯 □事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □ その他)

前記(1)記載の範囲に常住する者(ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員やその家族を含む。)及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。)

- 4 報告を求める個人又は法人その他の団体
- (1) 報告者数

約1億2600万人(約5500万世帯)

- (2) 報告者の選定方法(■全数 □無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出)
- (3) 報告義務者

ア 後記5(1)中のア〜ソに掲げる事項については世帯員が、同タ〜テに掲げる事項については世帯主又は世帯の代表者が、それぞれ報告しなければならない。

イ 報告は、世帯主(世帯の代表者を含む。)又は世帯員が調査票に記入し、調査員の 質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。

ただし、報告に当たって、国勢調査専用のオンラインシステムを利用することができる。

- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- (1)報告を求める事項

調査票(別添1)により、次に掲げる事項を調査する。ただし、法第5条第2項ただし書の規定による国勢調査にあっては、ケ及びソに掲げる事項を除く。

ア氏名

イ 男女の別

- ウ 出生の年月
- エ 世帯主との続柄
- オ 配偶の関係
- カ 国籍
- キ 現在の住居における居住期間
- ク 5年前の住居の所在地
- ケ 在学、卒業等教育の状況
- コ 就業状態
- サ 所属の事業所の名称及び事業の種類
- シ 仕事の種類
- ス 従業上の地位
- セ 従業地又は通学地
- ソ 従業地又は通学地までの利用交通手段
- タ 世帯の種類
- チ 世帯員の数
- ツ 住居の種類
- テ 住宅の建て方

[集計しない事項の有無] □無 ■有

氏名については、調査票の提出状況を把握するために用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施年の10月1日午前零時現在

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1)調査系統
 - ア 総務省-都道府県-市町村-指導員-調査員(又は民間事業者(※1))-世帯
 - イ 総務省-都道府県-市町村-世帯(※2)
 - ※1 後記(2)イただし書による民間事業者
 - ※2 後記(2)ア(ア)ただし書による調査方法の調査系統
- (2)調査方法
 - ■郵送調査 ■オンライン調査 (□政府統計共同利用システム ■独自のシステム □電子メール) ■調査員調査 □その他 ()

[調査方法の概要]

ア 調査方法

(ア) オンライン調査回答用 I D及び調査票の配布

調査員又は民間事業者(以下「調査員等」という。)は、オンライン調査回答用 ID及び調査票を世帯に配布する。 ただし、総務大臣が指定する地域については、市町村長がオンライン調査回答用ID及び調査票を郵送により世帯に配布することができる。

(イ) 世帯の回答方法

世帯は、所定の期間において調査票による回答に先行して、国勢調査専用のオンラインシステムにアクセスし、回答することができる。また、10月1日以降は、国勢調査専用のオンラインシステムのほか、調査票を郵送により提出又は調査員等へ提出する方法のいずれかを選択し、回答する。

(ウ)調査票の取集

調査員等が世帯から調査票を取集するほか、郵送により世帯から調査票を取集する。

ただし、市町村長は、地域特性等を考慮の上、調査票の提出期限内においては、 郵送により調査票を取集しないことを選択できる。

また、前記4(3)イただし書の記載による場合には、市町村職員が、国勢調査専用のオンラインシステムから当該市町村内にある世帯に係る報告を求める事項を入手する。

なお、世帯から調査票の取集ができない場合には、調査員等が、関係者の協力 を得て、聞き取り調査を行い、報告を求める事項の一部を入手する。

※ 世帯は、調査員に調査票を提出する場合は、調査票を調査員にそのまま提出する方法、封入して調査員に提出する方法のいずれかを選択することができる。

イ 指導員及び調査員等

指導員及び調査員は、市町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する。指導員は、 市町村長の指導を受けて、調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検 査及びこれらに附帯する事務を行う。

調査員は、市町村長及び指導員の指導を受けて、担当調査区内にある世帯に係る 調査票の配布・取集・検査、調査世帯一覧(別添2)及び調査区要図(別添3)の 作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

ただし、市町村長は、住居・施設等の管理者等が所属する民間事業者(組織、法人等)と調査員業務の委託契約を締結することができる。

7 報告を求める期間

(.	1)	調査の	唐	期

	1回限り	□毎月	□四半期	□1年	□2年	□3年	□4年	■5年	□不
定期	□その他	<u>h</u> ()						

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年:令和2年)

(2)調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和7年9月20日~10月27日

8 集計事項

集計は、総務省において、「国勢調査集計事項」(別添4) について、「国勢調査の集計 体系及び結果の公表・提供等一覧」(別添5) に示す次の区分により行う。

なお、独立行政法人統計センターの年度目標により総務大臣が指示した集計については、同法人が策定した事業計画の認可を経て、同法人が当該業務を行うこととする。

(1) 速報集計

人口速報集計(要計表による人口集計)

(2) 基本集計

ア 人口等基本集計

イ 就業状態等基本集計

- (3) 抽出詳細集計
- (4) 従業地·通学地集計
- (5) 人口移動集計
- (6) 小地域集計
- 9 調査結果の公表の方法及び期日
- (1) 公表の方法 (■e-Stat □インターネット (e-Stat 以外) ■印刷物 □閲覧)
- (2) 公表の期日

調査結果は、前記8の集計区分に応じ、集計の完了したものから順次公表する。(別 添5)

なお、「人口速報集計(要計表による人口集計)」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数については調査を実施する年の翌年5月末までに、「人口等基本集計」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数及び世帯数(確定人口及び世帯数)については調査を実施する年の翌年9月末までに、それぞれ官報に公示する。

10 使用する統計基準等

■使用する→■日本標準産業分類 ■日本標準職業分類 □その他() □使用しない

産業分類及び職業分類は、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づいたものとするが、大分類項目を除く分類項目の一部については、分類項目を細分し、又は分類項目のいずれかを集約して表章に利用する。

ただし、「国勢調査における統計基準適用上の特記事項」(別添6)に掲げる分類項目 についてはこの限りでない。

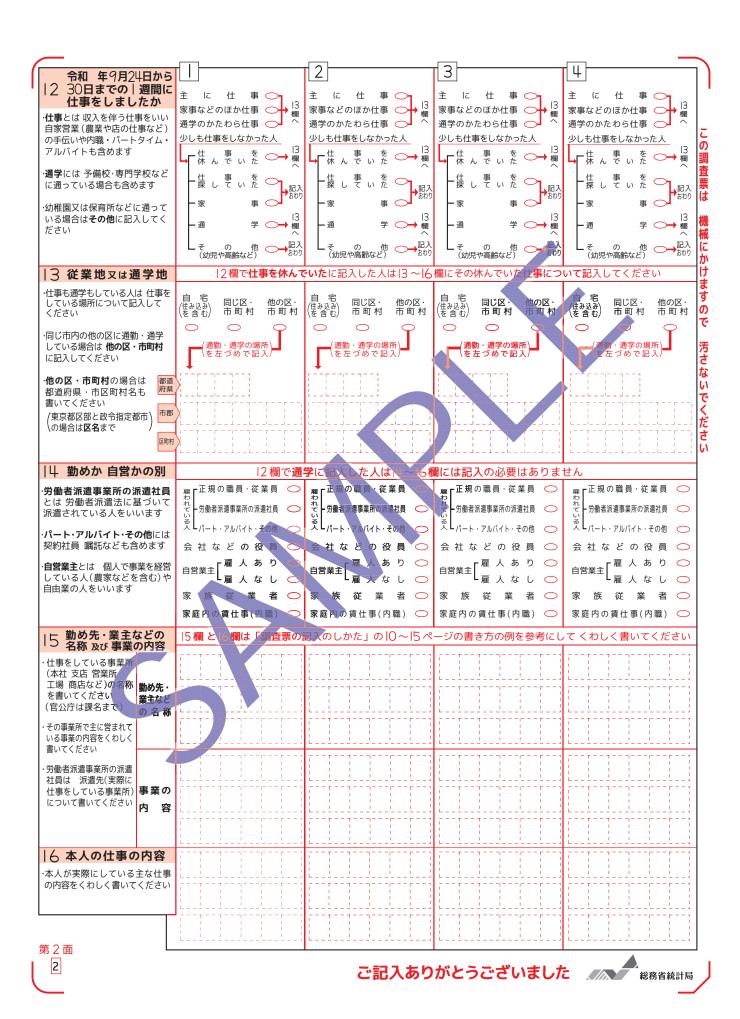
11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

書 類 名	保存期間	保存責任者
調査票	3年間	総務省統計局長

調査票の内容(氏名を除く。)が 転写されている電磁的記録	永年	同上	
調査世帯一覧 10年間		正本	総務省統計局長
<u>刚且臣而</u> 晃	10 平间	副本	市町村長
調査区要図	同上	同上	
市区町村要計表	次回調査まで	正本	総務省統計局長
川區門門安訂衣		副本	都道府県知事、市町村長
都道府県要計表	同上	正本	総務省統計局長
仰 担 州	IFJ	副本	都道府県知事

12 立入検査等の対象とすることができる事項前記5(1)中のア、イ、タ、チ及びテに掲げる事項

この調査は、統計法に基づき政府が実施する統計調査です 国勢調査調査票 **秘** 基幹統計調査 秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。 たて線|本 すきまをあける 数字は右づめに 令和 年10月1日 記入は必ず [234567890 記入例 黒の鉛筆 又は ○ 記入を間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。 はねない 上に つきぬける 角をつける シャープペンシルで ○記入欄が○の場合は、当てはまる○を●のようにぬりつぶしてください。 雷話 ○ 数字を記入する場合は、わくの中に**右づめ**で書いてください。 (ボールペン不可) 問合せに利用いたします) 番号 (わからないことがあった場合 世帯について (調査票が2枚以上にわたる場合は | 枚目のみに記入してください) |世帯の種類 世帯員の数 総数 男 女 一般世帯 ふだん住んでいる人 病院·療養所 寄宿舎の 学生・生徒 人世帯 会対等の\ の社会施設 その他 の入院者 全員の人数を書いて 独身寮の入居者を含む の入所者 ください മ 3 住居の種類 ↓ 住宅の建て方 建物全体 住んでいる 会社等の 独身寮・ 寄 宿 舎 都市再生機構 給与住宅 の階数 階 数 民営の 住宅に ഗ 共同住宅 持ち家 一戸建 〇 市区町村営 (UR)・公社等 (社宅・公務) の賃貸住宅 の賃貸住宅 (員住宅など) 間借り その他 賃貸住宅 か 長屋建(テラスハウスを含む) た ∐欄へ 5 欄へ 世帯員全員について (世帯員ごとに記入してください) を (氏名) (氏名) 5 氏名及び男女の別 2 4 ふだん住んでいる人を b もれなく書いてください 男 🔘 女 🔾 男 男 🔾 て 世帯主 世帯主 又は の 子 子 の 世帯主 世帯主の 世帯主 世帯主 又は の 代表者 配偶者 の父母 の父母 代表者 配偶者 6世帯主との続き柄 子 の 世帯主 世帯主の 配偶者の父母の父母 子 の 世帯主 世帯主 V世帯主 世帯主 Vは の 子 の 世帯主 世帯主 NUは の 子 の 世帯主 世帯主 NUは の 子 配偶者 の父母 の父母 代表者 配偶者 世帯主 世帯主 世帯主の配偶者(妻又は夫)の W 代表者 配偶者 代表者 配偶者 祖父母・兄弟姉妹はそれぞれ 000 00000 000000 祖父母・兄弟姉妹に含めます b 孫 祖父母 兄弟 他の 住み込み その他 姉妹 親族 の雇人 その他 祖父母 兄弟 他の Eみ込み その他 姉妹 親族 の雇人 孫 祖父母 兄弟 他の 住み込み その他 姉妹 親族 の雇人 孫 祖父母 兄弟 他の 住み込み その他 姉妹 親族 の雇人 孫の配偶者は孫に 兄弟姉妹の 配偶者は兄弟姉妹に含めます ത 0000 0000 0000 7出生の年月 明治 大正 昭和 平成 令和 | 西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 | 西暦 明治 大正 昭和 平成 令和! 西曆 該当する元号又は西暦に記入した 000 うえで 年及び日を書いてください 年を西暦で記入する場合は 西暦年 在 在 在 の4桁を書いてください 配偶者 死別 離別 配偶者 あり (幼児など) を含む) 偶者り 配偶者 あ り 死別 離別 8 配偶者の有無 未婚(^{幼児など}) 未婚(幼児など)を含む) 未婚(幼児など) 配偶者 を含む あ り 死別 離別 離別 あ ・届出の有無に関係なく記入してください 0 \bigcirc t _(国名)_. (国名)__ 9国籍 (国名)_ 日本 外国 日本 外国 日本 外国 ・国籍を記入し 外国の場合は 国名も書いてください ○ 現在の場所に 住んでいる期間 出生時から 以外 出 出生時から 出 出生時から 以外 出 出 出生時から 以外 10 20 10 20 io. 4 20 牛 牛 生まれてから引き続き現在の場所 時 年 時 缶 衻 ,20年未満 , 10年未満 20年 20年 5年未満 に住んでいる場合は 出生時から のみに記入してください か か か か 未 IJ 未 IJ 未 IJ 未 IJ 未満 -未満 -未満 -未満 未満 5 上 5 満 上 5 満 上 5 満 上 ウラ側へ ウラ側へ ウラ側へ ウラ側へ 欄へ ウラ側へ ||欄へ ウラ側へ ||欄へ ウラ側へ ||欄へ ŧ | | 5年前(令和 年)〇月[日) | にはどこに住んでいましたか 現在と 同 じ 場 所 現在と 同じ区・市 同 じ 町村内の 場 所 他の場所 現在と 同じ区・市 同 じ 町村内の 場 所 他の場所 同じ区·市 町村内の じ区・市 現在と 市町村 外国 他の区· 市町村 外国 現して 同じ町村内の 場所他の場所 外国 外国 市町村 市町村 他の場所 令和 年IO月 I日より後に生まれた 人については 出生後にふだん住んで 住んでいた場所を (住んでいた場所を\ (住んでいた場所を) 左 づ め で 記 入) 住んでいた場所を\ いた場所を記入してください 左づめで記入 左づめで記入 左づめで記入 5年前に 同じ市内の他の区 に住んでいた場合は**他の区・** 市町村に記入してください 府県 他の区・市町村の場合は 都道府県・市区町村名も書いてください 東京都区部と政令指定 区町村 都市の場合は**区名**まで/ ウラ側(第2面)も記入してください 市区町村コ 調査区番号 行 調査員 第一面 記入欄 1



年国勢調査

調査世帯一覧

調 査 員 氏 名

◆<u>単位区(単位区がない場合は調査区) ごとに</u>作成してください。

٠	黒の鉛筆又は	シャーブ	゚゚゚ペンシル	で記入	して	ください。
---	--------	------	---------	-----	----	-------

単位区の 所 在 地

都道府県名	名 市町村名	<u>ジル</u> で記入してくたさ 区名	市区町村コード	=	直				(単位区の番号)			
						- 1				のうち		_枚
(1) 世 帯	(2) 世帯主又は	(3) 所 在 地	(4) 建物の名称	(5)	(6)[回収約 郵	課	(7) 居住状況	(8)	(9)世	帯員(の
番号	代表者の氏名	(番地・号など)	建物の石が (マンション名など)	調査票 枚 数	ット	郵送等	調査員	居住状況 確認 (聞取等)	備考	総数	男	
					ネ	₹	調	有				
					ネ	Ŧ	調	有				
					ネ	Ŧ	調	有				
					ネ	₹	調	有				
					ネ	Ŧ	調	有				
					ネ	₹	調	有				
					ネ	₹	調	有				
					ネ	Ŧ	調	有				
					ネ	₹	調	有				
					ネ	₹	調	有				
					ネ	₹	調	有				
					ネ	₹	調	有				
					ネ	₹	調	有				
					ネ	Ŧ	調	有				
					ネ	Ŧ	調	有				
					ネ	₹	調	有				
					ネ	Ŧ	調	有				
					ネ	Ŧ	調	有				
					ネ	Ŧ	調	有				
					ネ	₹	調	有				
					ネ	₹	調	有				
					ネ	₹	調	有				l
					ネ	₹	調	有				1
					ネ	₹	調	有				l
					ネ	₹	調	有				
の用紙			この用紙						この用紙			
世帯数	(単位区がない場合は		<u>の計</u>	lla.				3 入	の計			l

この単位区(単位区がない場合は 調査区)で、調査世帯一覧が2枚 以上にわたるときは、1枚目の用紙 に全体の合計を記入してください。

・調査対象者がいない単位区の場合は、合計を「O」と記入してください。

・「調査票枚数(回収)」は、「郵送等」、 「調査員」、「聞取等」の調査票枚数

指導員記入欄									
			世帯数			t	世帯員の数	攵	調査票枚
	総数	ネット	郵送等	調査員	聞取等	総 数	男	女	数 (回収)
合 計						人	人	人	枚



別添3

年国勢調査

調査区要図

調 査 員 氏 名 調 査 区 の所在地

•	黒の鉛筆又はシャー	<u>-プペンシル</u> で	記入して	ください。
---	-----------	-----------------	------	-------

╝



国勢調査集計事項

次の事項について、全国、都道府県、市区町村、町丁・字及びその他の地域 別に集計する(詳細は参考1結果表表題一覧のとおり)。ただし、統計法第5条 第2項ただし書の規定による国勢調査にあっては、サ及びスに関する事項を除 く。

- ア 人口及び世帯に関する総括的な事項
- イ 男女・年齢別の人口構成及び高齢者に関する事項
- ウ 配偶関係及び夫婦に関する事項
- エ 国籍及び外国人に関する事項
- オ 現在の住居における居住期間に関する事項
- カ 人口移動に関する事項
- キ 労働力状態に関する事項
- ク 従業上の地位に関する事項
- ケ 産業構成に関する事項
- コ 職業構成に関する事項
- サ 教育に関する事項
- シ 従業地・通学地による人口構成に関する事項
- ス 通勤・通学時の利用交通手段に関する事項
- セ 世帯の種類に関する事項
- ソ 世帯構成及び家族構成・同居児に関する事項
- タ 住居の種類、住居の所有の関係に関する事項
- チ 住宅の建て方に関する事項
- ツ 平成12年市町村(いわゆる「平成の大合併」以前の市町村)に 関する事項

結果表表題一覧

別添4の参考1

(表番号) (表題) (集計地域)

Ⅰ 速報集計

人口速報集計(要計表による人口集計)

「総人口・総世帯数・男女]

第 1 表 男女別2025年人口、5年前の人口(組替)、5年間の人口増減数、5年間の人口増減率、人口性 比、面積、人口密度、2025年世帯数、5年前の世帯数(組替)、5年間の世帯増減数及び5年間の 世帯増減率 全国、都道府県、市区町村

Ⅱ 基本集計(全数集計)

人口等基本集計

[総人口・総世帯数・男女・年齢・配偶関係]

第 1 表 世帯の種類、男女別2025年人口、5年前の人口(組替)、5年間の人口増減数、5年間の人口増減 率、人口性比、面積、人口密度、2025年世帯数、5年前の世帯数(組替)、5年間の世帯増減数、 5年間の世帯増減率及び世帯人員

全国、都道府県、市区町村、平成12年市町村、大都市圏、都市圏

第 2 表 年齢、国籍総数か日本人、男女別人口、人口構成比[年齢別]、平均年齢及び年齢中位数

全国、都道府県、市区町村、平成12年市町村、大都市圏、都市圏

第 3 表 出生の月、国籍総数か日本人、年齢、男女別人口

全国、都道府県、市区町村

第 4 表 配偶関係、国籍総数か日本人、年齢、男女別人口、人口構成比[配偶関係別]及び平均年齢(15歳)

全国、都道府県、市区町村

[世帯の種類・世帯人員・世帯の家族類型]

第 5 表 世帯の種類・世帯の家族類型・施設等の世帯の種類、配偶関係、年齢、男女別世帯人員及び平均年 齢 全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市

第 6 表 世帯人員の人数、世帯の種類・施設等の世帯の種類別世帯数、世帯人員、1世帯当たり人員、間借り・下宿などの単身者数及び会社などの独身寮の単身者数

全国、都道府県、市区町村

第 7 表 世帯の種類、配偶関係、年齢、男女別世帯人員

全国、都道府県、市区町村

第 8 表 世帯員の年齢による世帯の種類、世帯人員の人数、世帯員の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員

全国、都道府県、市区町村

第 9 表 世帯員の年齢による世帯の種類、世帯員の年齢、世帯の家族類型別一般世帯数及び一般世帯人員

全国、都道府県、市区町村

第 10 表 世帯の家族類型、世帯人員の人数別一般世帯数

全国、都道府県、市区町村

第 11 表 世帯の家族類型、世帯人員の人数、世帯主の年齢、世帯主の男女別一般世帯数及び一般世帯人員

全国

第 12 表 世帯の家族類型、世帯主の配偶関係、世帯主の年齢、世帯主の男女別一般世帯数及び一般世帯人員

全国、都道府県、市区町村 [人口50万未満の 市区町村では、世帯主の配偶関係別の表章な し。(21大都市及び特別区を除く)]

第 13 表 世帯主との続き柄、世帯の家族類型、配偶関係、年齢、男女別一般世帯人員

全国、都道府県、21大都市、21大都市の区、 県庁所在市、人口20万以上の市[人口50万未 満の市では、配偶関係別の表章なし。(21大 都市及び特別区を除く)] (表番号) (表題) (集計地域)

第 14 表 世帯の家族類型、配偶関係、年齢、男女別一般世帯人員

全国、都道府県、市区町村

[夫婦及び子供に係る世帯の状態]

第 15 表 夫婦のいる世帯の家族類型、子供の有無・数、最年少の子供の年齢、最年長の子供の年齢、夫の年齢、妻の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員(夫婦のいる一般世帯)

全国、都道府県、市区町村[人口50万未満の 市区町村では、夫の年齢及び妻の年齢別の表 章なし。(21大都市及び特別区を除く)]

第 16 表 親の年齢、子供の数、最年少の子供の年齢、最年長の子供の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員 (男親と子供から成る核家族世帯及び女親と子供から成る核家族世帯) 全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市[都道府県及び市区では、最年長 の子供の年齢別の表章なし。]

第 17 表 親との同居・非同居、母子・父子世帯の種類、子供の年齢、子供の男女別子供の数及び子供のいる

全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市

第 18 表 世帯の家族類型、子供の年齢、子供の男女別子供の数及び子供の年齢による世帯の種類別一般世帯数(子供のいる一般世帯)

全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市

第 19 表 夫の年齢、妻の年齢、国籍総数か日本人別夫婦数 (一般世帯)

全国、都道府県、21大都市、21大都市の区、 県庁所在市、人口20万以上の市

[親子の同居]

第 20 表 子との同居・非同居、配偶関係、年齢、男女別人口

全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市

第 21 表 親との同居・非同居、配偶関係、年齢、男女別人口

全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市

カめエツ川

第 22 表 親との同居・非同居、配偶関係、親の年齢、年齢、男女別人口

全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市

[住宅の所有関係・住宅の建て方]

第 23 表 住宅の所有の関係別一般世帯数、一般世帯人員及び1世帯当たり人員

全国、都道府県、市区町村、平成12年市町村、大都市圏、都市圏

第 24 表 住宅の建て方・世帯が住んでいる階、男女、年齢、住宅の所有の関係別一般世帯数、一般世帯人員 及び1世帯当たり人員 全国、都道府県、市区町村 [全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市のみ、男女及び年齢別の一般世帯人員を表章。]

第 25 表 世帯人員の人数、住宅の所有の関係別一般世帯数、一般世帯人員及び1世帯当たり人員

全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市

第 26 表 世帯の家族類型、住宅の所有の関係、年齢、男女別一般世帯人員

全国

第 27 表 世帯の家族類型、住宅の所有の関係、住宅の建て方・世帯が住んでいる階、世帯主の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員

全国、都道府県、市区町村 [人口50万未満の市区町村では、住宅の建て方・世帯が住んでいる階及び世帯主の年齢別の表章なし。(21大都市及び特別区を除く)]

第 28 表 世帯の家族類型、住宅の所有の関係、世帯主の年齢、世帯主の男女別一般世帯教及び一般世帯人員

全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市

第 29 表 世帯の家族類型、住宅の所有の関係、世帯主の年齢、世帯主の男女別一般世帯数及び一般世帯人員

全国、都道府県、市区町村

[65歳以上世帯員に係る世帯の状態]

第 30 表 65歳以上世帯員の有無による世帯の類型別一般世帯数、一般世帯人員及び65歳以上一般世帯人員

全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市

(表	番号	})	(表題)	(集計地域)
第:	31	表	世帯人員の人数、65歳以上世帯員の有無による世帯の類型別一般世帯数、一般世帯人員及び65歳以上一般世帯人員	全国、都道府県、市区町村
第:	32	表	世帯の家族類型、65歳以上世帯員の有無による世帯の類型、65歳以上世帯人員の人数別一般世帯 数、一般世帯人員、65歳以上一般世帯人員、75歳以上一般世帯人員及び85歳以上一般世帯人員	全国、都道府県、市区町村 [人口50万未満の 市区町村では、65歳以上世帯人員の人数別の 表章なし。 (21大都市及び特別区を除く)]
第:	33	表	世帯人員の人数、65歳以上世帯員の有無による世帯の類型、世帯主の年齢、世帯主の男女別一般世帯数、一般世帯人員及び65歳以上一般世帯人員	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市
第:	34	表	住宅の所有の関係、65歳以上世帯員の有無による世帯の類型別一般世帯数、一般世帯人員、65歳以上一般世帯人員及び1世帯当たり人員	全国、都道府県、市区町村
第:	35	表	世帯人員の人数、65歳以上世帯員の有無による世帯の類型、住宅の所有の関係別一般世帯数、一般世帯人員及び1世帯当たり人員	全国、都道府県、市区町村
第:	36	表	住宅の所有の関係、住宅の建て方・世帯が住んでいる階、65歳以上世帯員の有無による世帯の類型 別一般世帯数、一般世帯人員、65歳以上一般世帯人員及び1世帯当たり人員	全国、都道府県、市区町村
第:	37	表	夫の年齢、妻の年齢別夫婦のみの世帯数(一般世帯)	全国、都道府県、市区町村
第:	38	表	夫婦のいる世帯の家族類型、住宅の所有の関係別夫婦のみの世帯数 (一般世帯)	全国、都道府県、市区町村
第:	39	表	夫婦のいる世帯の家族類型、住宅の所有の関係、住宅の建て方・世帯が住んでいる階別夫婦のみの 世帯数 (一般世帯)	全国、都道府県、21大都市、21大都市の区、 県庁所在市、人口20万以上の市
[母-	子世	带。:	父子世帯]	
第			母子・父子世帯の種類、母の配偶関係、母の年齢、子供の数、最年少の子供の年齢、最年長の子供の年齢別一般世帯数、一般世帯人員及び1世帯当たり子供の数(母子世帯)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市
第	41	表	母子・父子世帯の種類、子供の数・年齢別一般世帯数、一般世帯人員及び1世帯当たり子供の数 (母子世帯)	全国、都道府県、市区町村
第	42	表	母子・父子世帯の種類、住宅の所有の関係別一般世帯数、一般世帯人員及び1世帯当たり人員(母子世帯)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市
第一	43	表	母子・父子世帯の種類、父の配偶関係、父の年齢、子供の数、最年少の子供の年齢、最年長の子供の年齢別一般世帯数、一般世帯人員及び1世帯当たり子供の数(父子世帯)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市
第	44	表	母子・父子世帯の種類、子供の数・年齢別一般世帯数、一般世帯人員及び1世帯当たり子供の数 (父子世帯)	全国、都道府県、市区町村
第	45	表	母子・父子世帯の種類、住宅の所有の関係別一般世帯数、一般世帯人員及び1世帯当たり人員(父子世帯)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市
[#	生士	:#4	带員]	
第《			世帯主の年齢、世帯主の男女、世帯員の年齢、世帯員の男女別一般世帯人員及び一般世帯数	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市
第	47	表	世帯の家族類型、世帯主の年齢、世帯主の男女、世帯員の年齢、世帯員の男女別一般世帯人員及び一般世帯数	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市
第	48	表	世帯主の配偶関係、世帯主の年齢、世帯主の男女、世帯員の配偶関係、世帯員の年齢、世帯員の男女別一般世帯人員及び一般世帯数	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市

(表番号)		子)	(表題)	(集計地域)
第	49	表	国籍、男女別人口	全国、都道府県、市区町村
第	50	表	国籍、年齢、男女別人口、人口構成比[年齢別]、平均年齢及び年齢中位数	全国、都道府県、21大都市、21大都市の区、 県庁所在市、人口20万以上の市
第	51	表	配偶関係、国籍、年齢、男女別人口(15歳以上)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市
第	52	表	世帯の家族類型、外国人のいる世帯の類型、世帯主の国籍別一般世帯数、一般世帯人員及び外国人人員(外国人のいる一般世帯)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市
第	53	表	外国人のいる世帯の類型、住宅の所有の関係別一般世帯数、一般世帯人員及び1世帯当たり人員 (外国人のいる一般世帯)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市
第	54	表	夫の国籍、妻の国籍別夫婦数、一般世帯人員及び1世帯当たり人員	全国

全国

全国、都道府県

第 55 表 国籍(詳細区分)、男女別人口

第 56 表

国籍(中区分)、年齢、男女別人口

就業状態	等基本集計	
[労働力状態	・産業・職業・従業上の地位]	
第 1 表	労働力状態、年齢、国籍総数か日本人、男女別人口及び労働力率(15歳以上)	全国、都道府県、市区町村 [人口50万未満の市区町村では、国籍総数か日本人別の表章なし。 (21大都市及び特別区を除く)]
第 2 表	労働力状態・従業上の地位、配偶関係、年齢、国籍総数か日本人、男女別人口(15歳以上)	全国、都道府県、市区町村、平成12年市町村、大都市圏、都市圏 [人口50万未満の市区町村では、国籍総数か日本人別の表章なし。(21大都市及び特別区を除く)]
第 3 表	労働力状態、配偶関係、従業上の地位、年齢、男女別就業者数 (15歳以上)	全国、都道府県、市区町村 [人口50万未満の市区町村では、労働力状態、配偶関係及び年齢別の表章なし。 (21大都市及び特別区を除く)]
第 4 表	労働力状態、産業(大分類)、年齢、男女別就業者数(15歳以上)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市
第 5 表	従業上の地位、産業(大分類)、年齢、男女別就業者数及び平均年齢(15歳以上就業者、15歳以上の単独世帯の有配偶就業者及び自衛隊営舎内居住の単独有配偶就業者)	全国、都道府県、市区町村、平成12年市町村、大都市圏、都市圏 [人口50万未満の市区町村では、年齢別及び平均年齢の表章なし。また、15歳以上の単独世帯の有配偶就業者及び自衛隊営舎内居住の単独有配偶就業者について集計しない。 (21大都市及び特別区を除く)]
第 6 表	産業(大分類)、配偶関係、年齢、国籍総数か日本人、男女別就業者数、人口構成比 [産業別] 及び平均年齢(15歳以上就業者及び15歳以上雇用者(役員を含む))	全国、都道府県、市区町村 [人口50万未満の 市区町村では、配偶関係及び国籍総数か日本 人別の表章なし。 (21大都市及び特別区を除 く)]
第 7 表	労働力状態、職業(大分類)、年齢、男女別就業者数(15歳以上)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市
第 8 表	従業上の地位、職業(大分類)、年齢、男女別就業者数及び平均年齢(15歳以上就業者、15歳以上の単独世帯の有配偶就業者及び自衛隊営舎内居住の単独有配偶就業者)	全国、都道府県、市区町村、平成12年市町村、大都市圏、都市圏 [人口50万未満の市区町村では、年齢別及び平均年齢の表章なし。また、15歳以上の単独世帯の有配偶就業者及び自衛隊営舎内居住の単独有配偶就業者について集計しない。(21大都市及び特別区を除く)]

(表番号)		号)	(表題)	(集計地域)		
第	9	表	職業(大分類)、配偶関係、年齢、国籍総数か日本人、男女別就業者数、人口構成比 [職業別] 及び平均年齢(15歳以上就業者及び15歳以上雇用者(役員を含む))	全国、都道府県、市区町村[人口50万未満の市区町村では、配偶関係及び国籍総数か日本人別の表章なし。(21大都市及び特別区を除く)]		
第	10	表	産業 (大分類) 、職業 (大分類) 、年齢、男女別就業者数 (15歳以上総数及び15歳以上雇用者(役員を含む))	全国、都道府県、市区町村 [人口50万未満の市区町村では、年齢別の表章なし。 (21大都市及び特別区を除く)]		
Γŧŧ	·#:	= <i>\-</i> _	続き柄・世帯の家族類型]			
	11		労働力状態・従業上の地位、世帯主との続き柄・世帯人員の人数、配偶関係、年齢、男女別一般世帯人員 (15歳以上)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市		
第	12	表	世帯の種類・世帯の家族類型、労働力状態、年齢、男女別世帯人員(15歳以上)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市		
第	13	表	世帯の家族類型、労働力状態、年齢、男女別一般世帯人員 (15歳以上)	全国、都道府県、市区町村		
第	14	表	世帯の家族類型、労働力状態・産業(大分類)、年齢、男女別一般世帯人員(15歳以上)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市		
第	15	表	世帯の家族類型、労働力状態・職業(大分類)、年齢、男女別一般世帯人員(15歳以上)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市		
			- W. H. J. D. M W. J.			
	! (∌ 16		の労働力状態・子供] 夫の労働力状態・従業上の地位、妻の労働力状態・従業上の地位、子供の有無・数、最年少の子供 の年齢、最年長の子供の年齢、夫の年齢、妻の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員(夫婦のいる一 般世帯)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市		
第	17	表	親の年齢、子供の数、最年少の子供の年齢、最年長の子供の年齢、親の労働力状態別一般世帯数及び一般世帯人員 (男親と子供から成る核家族世帯及び女親と子供から成る核家族世帯)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市 [都道府県及び市区では、最年長の子供の年齢別の表章なし。]		
第	18	表	夫の労働力状態・従業上の地位、妻の労働力状態・従業上の地位、子供の有無・数、最年少の子供の年齢、夫婦のいる世帯の家族類型別一般世帯数及び一般世帯人員 (夫婦のいる一般世帯)	全国、都道府県、市区町村		
第	19	表	世帯の家族類型・親の労働力状態、子供の年齢、子供の男女別子供の数及び子供の年齢による世帯 の種類別一般世帯数 (子供のいる一般世帯)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市		
第	20	表	夫の労働力状態、妻の労働力状態、夫の年齢、妻の年齢別夫婦数(総数及び6歳未満の子供のいる 一般世帯)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市		
第	21	表	夫の労働力状態・従業上の地位、妻の労働力状態・従業上の地位、夫の年齢、妻の年齢別夫婦数 (総数及び6歳未満の子供のいる一般世帯)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市		
第	22	表	夫の労働力状態・産業(大分類)、妻の労働力状態・産業(大分類)別夫婦数	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市		
第	23	表	夫の労働力状態・職業(大分類)、妻の労働力状態・職業(大分類)別夫婦数	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市		
			父子世帯] 母子・父子世帯の種類、母の労働力状態・従業上の地位、母の配偶関係、母の年齢別一般世帯数及 び一般世帯人員(母子世帯)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市[都道府県及び市区では、母の配 偶関係別の表章なし。]		
第	25	表	母子・父子世帯の種類、母の産業 (大分類)、母の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員 (母が就業 している母子世帯)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市		
第	26	表	母子・父子世帯の種類、母の職業 (大分類) 、母の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員 (母が就業 している母子世帯)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市		

(表番号)	(表題)	(集計地域)			
第 27 表	母子・父子世帯の種類、父の労働力状態・従業上の地位、父の配偶関係、父の年齢別一般世帯数及 び一般世帯人員(父子世帯)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市 [都道府県及び市区では、父の配 偶関係別の表章なし。]			
第 28 表	母子・父子世帯の種類、父の産業 (大分類)、父の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員 (父が就業している父子世帯)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市			
第 29 表	母子・父子世帯の種類、父の職業 (大分類)、父の年齢別一般世帯教及び一般世帯人員 (父が就業 している父子世帯)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市			
[母とその同	早月1				
第 30 表	20歳以下同居児の数、配偶関係、労働力状態・産業(大分類)、年齢別人口(15~69歳の日本人女性)	全国、都道府県			
第 31 表	20歳以下同居児の数、配偶関係、労働力状態・職業(大分類)、年齢別人口(15~69歳の日本人女性)	全国、都道府県			
第 32 表	20歳以下同居児の数、配偶関係、世帯の経済構成、年齢別人口(一般世帯の15~69歳の日本人女性)	全国、都道府県			
第 33 表	20歳以下同居児の数、配偶関係、住宅の所有の関係、年齢別人口(一般世帯の15~69歳の日本人女 性)	全国、都道府県			
第 34 表	年齢、同居児か否か、同居児の母の配偶関係別20歳以下世帯人員	全国、都道府県			
第 35 表	20歳以下同居児の年齢、15~69歳の日本人既婚女性の労働力状態・産業(大分類)、15~69歳の日本人既婚女性の年齢別20歳以下同居児数	全国、都道府県			
第 36 表	20歳以下同居児の年齢、15~69歳の日本人既婚女性の労働力状態・職業(大分類)、15~69歳の日本人既婚女性の年齢別20歳以下同居児数	全国、都道府県			
第 37 表	20歳以下同居児の年齢、世帯の経済構成、15~69歳の日本人既婚女性の年齢別20歳以下同居児数	全国、都道府県			
第 38 表	20歳以下同居児の年齢、住宅の所有の関係、15~69歳の日本人既婚女性の年齢別20歳以下同居児数	全国、都道府県			
[親子の同居]				
	子との同居・非同居、配偶関係、労働力状態、年齢、男女別人口	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市			
第 40 表	親との同居・非同居、配偶関係、労働力状態、年齢、男女別人口	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市			
[KE告N L本	夫又は妻に係る世帯の状態]				
	大文は妻に味る世帯の小麽」 夫の労働力状態、妻の労働力状態、夫の年齢、妻の年齢、夫婦のいる世帯の家族類型別夫婦のみの世帯数(一般世帯)	全国、都道府県、市区町村			
[世帯の経済構成]					
	世帯の経済構成別一般世帯数、一般世帯人員、就業者数及び1世帯当たり人員(一般世帯)	全国、都道府県、市区町村			
第 43 表	世帯の家族類型、世帯の経済構成別一般世帯数及び一般世帯人員	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市			

[住居の状態]

(表	番号)	(表題)	(集計地域)
第 4	14 表	住宅の建て方・世帯が住んでいる階、65歳以上世帯員の有無による世帯の類型、世帯主の労働力状態・従業上の地位、世帯主の年齢、世帯主の男女別一般世帯数	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市
第 4	15 表	住宅の建て方、労働力状態・従業上の地位、年齢、男女別一般世帯人員	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市
[都市	計画の	地域区分]	
第 4	16 表	都市計画の地域区分、年齢・男女別人口、世帯の種類別世帯数及び世帯人員	全国、都道府県、市区町村
第 4	17 表	住宅の所有の関係、都市計画の地域区分別一般世帯数及び一般世帯人員	全国、都道府県、21大都市、21大都市の区、 県庁所在市、人口20万以上の市
第 4	18 表	住宅の所有の関係、住宅の建て方、都市計画の地域区分別一般世帯数	全国、都道府県、21大都市、21大都市の区、 県庁所在市、人口20万以上の市
[外国	3人 」 19 表	労働力状態、国籍、年齢、男女別人口(15歳以上総数及び15歳以上外国人)	全国、都道府県、21大都市、21大都市の区、
<i>y</i> 10 €	10 10	カ 刺 刀 小 次 、 凹 相 、 下 即 、 刀 头 加 八 日 (10 駅 少 上 恥 奴 及 U 10 駅 少 上 ↑ 1 凶 风)	王国、師道内宗、21人師前、21人師前の区、 県庁所在市、人口20万以上の市 [人口50万未 満の市では、年齢別の表章なし。(21大都市 及び特別区を除く)]
第 5	50 表	産業 (大分類)、従業上の地位、国籍、男女別就業者数 (15歳以上)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市

Ⅲ 抽出詳細集計

第 51 表 職業(大分類)、従業上の地位、国籍、男女別就業者数(15歳以上)

ш	7 JII	<u> 1Шр</u>	- 1441 				
[[労働力状態・産業・職業・従業上の地位]						
笋	₹ 1	表	労働力状態、産業(中分類)、年齢、男女別就業者数(15歳以上総数及び15歳以上雇用者(役員を含む))	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市			
9	等 2	表	従業上の地位、男女、産業(中分類)、配偶関係、年齢別就業者数(15歳以上)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市			
É	等 3	表	産業(中分類)、男女別就業者数(15歳以上総数及び15歳以上雇用者(役員を含む))	全国、都道府県、21大都市、21大都市の区、 県庁所在市、人口10万以上の市			
9	₹ 4	表	産業(小分類)、年齢、男女別就業者数、平均年齢、15歳以上の単独世帯の有配偶就業者及び自衛 隊営舎内居住の単独有配偶就業者数(15歳以上総数及び15歳以上雇用者(役員を含む))	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市			
复	€ 5	表	従業上の地位、産業 (小分類) 、男女別就業者数 (15歳以上)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市			
9	€ 6	表	労働力状態、職業(中分類)、年齢、男女別就業者数(15歳以上総数及び15歳以上雇用者(役員を 含む))	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市			
É	等 7	表	従業上の地位、職業(中分類)、配偶関係、年齢、男女別就業者数(15歳以上)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市			
É	等 8	表	職業(中分類)、男女別就業者数(15歳以上総数及び15歳以上雇用者(役員を含む))	全国、都道府県、21大都市、21大都市の区、 県庁所在市、人口10万以上の市			

全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市

(表番号) (表題) (集計地域)

第 9 表 職業(小分類)、年齢、男女別就業者数、平均年齢、15歳以上の単独世帯の有配偶就業者及び自衛 全国、都道 隊営舎内居住の単独有配偶就業者数(15歳以上総数及び15歳以上雇用者(役員を含む)) 万以上の市

全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市

第 10 表 従業上の地位、職業(小分類)、男女別就業者数(15歳以上)

全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市

第 11 表 産業 (小分類) 、男女、職業 (小分類) 別就業者数 (15歳以上総数、15歳以上雇用者及び15歳以上雇用者 (役員を含む))

全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50

万以上の市

[社会経済分類]

第 13 表

第 12 表 社会経済分類、年齢、男女別人口及び平均年齢 (15歳以上)

全国、都道府県、市区町村 [人口50万未満の市区町村では、年齢別の表章なし。 (21大都市及び特別区を除く)]

世帯主の年齢、世帯主の社会経済分類、世帯主の男女別一般世帯数、一般世帯人員及び世帯主の平

全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50

万以上の市

[従業地による産業・職業・従業上の地位]

第 14 表 産業(中分類)、年齢、男女別就業者数(15歳以上総数及び15歳以上雇用者(役員を含む))

全国、都道府県、21大都市、21大都市の区、 県庁所在市、人口10万以上の市(従業地・通 学地)[市区では、年齢別の表章なし。]

第 15 表 産業(中分類)、従業上の地位、男女別就業者数(15歳以上)

全国、都道府県(従業地・通学地)

第 16 表 職業(中分類)、年齢、男女別就業者数(15歳以上総数及び15歳以上雇用者(役員を含む))

全国、都道府県、21大都市、21大都市の区、 県庁所在市、人口10万以上の市(従業地・通 学地)[市区では、年齢別の表章なし。]

第 17 表 職業(中分類)、従業上の地位、男女別就業者数(15歳以上)

全国、都道府県(従業地・通学地)

Ⅳ 従業地·通学地集計(全数集計)

従業地・通学地による人口・就業状態等集計

[人口]

第 1 表 常住地又は従業地・通学地、年齢、男女別人口、就業者数、通学者数及び昼夜間人口比率

全国、都道府県、市区町村

第 2 表 常住地又は従業地・通学地、労働力状態別就業者数(有配偶の女性)

全国、都道府県、市区町村

第 3 表 就業・通学、従業地・通学地(全市区町村)、男女別就業者・通学者数

全国、都道府県、市区町村(常住地)

第 4 表 就業・通学、常住地(全市区町村)、男女別就業者・通学者数

全国、都道府県、市区町村(従業地・通学

地)

第 5 表 従業・通学地(都道府県)、就業・通学、男女別通勤者・通学者数

全国、都道府県(常住地)

第 6 表 従業・通学地(全市区町村)、男女別通勤者、通学者数(総数及び15歳以上)

全国、都道府県、市区町村(常住地)

第 7 表 常住地又は従業地・通学地、従業上の地位、配偶関係、年齢、男女別就業者数(15歳以上)

全国、都道府県、21大都市、21大都市の区、

県庁所在市、人口10万以上の市

(表番号)	(表題)	(集計地域)

[産業・職業]

第	8	表	常住地又は従業地・通学地、従業上の地位、産業(大分類)、男女別就業者数(15歳以上)	全国、都道府県、市区町村
第	9	表	従業地・通学地(全市区町村)、産業(大分類)別就業者数(15歳以上)	全国、都道府県、21大都市、21大都市の区、 県庁所在市、人口20万以上の市(常住地)
第	10	表	常住地(全市区町村)、産業(大分類)別就業者数(15歳以上)	全国、都道府県、21大都市、21大都市の区、 県庁所在市、人口20万以上の市(従業地・通 学地)
第	11	表	産業(大分類)、年齢、男女別就業者数(15歳以上総数及び15歳以上雇用者(役員を含む))	全国、都道府県、市区町村(従業地・通学 地)
第	12	表	常住地又は従業地・通学地、従業上の地位、職業(大分類)、男女別就業者数(15歳以上)	全国、都道府県、市区町村
第	13	表	従業地・通学地(全市区町村)、職業(大分類)別就業者数(15歳以上)	全国、都道府県、21大都市、21大都市の区、 県庁所在市、人口20万以上の市(常住地)
第	14	表	常住地(全市区町村)、職業(大分類)別就業者数(15歳以上)	全国、都道府県、21大都市、21大都市の区、 県庁所在市、人口20万以上の市(従業地・通 学地)
第	15	表	職業(大分類)、年齢、男女別就業者数(15歳以上総数及び15歳以上雇用者(役員を含む))	全国、都道府県、市区町村(従業地・通学 地)
第	16	表	産業 (大分類) 、男女、職業 (大分類) 別就業者数 (15歳以上総数及び15歳以上雇用者(役員を含む))	全国、都道府県、市区町村(従業地・通学 地)

V 人口移動集計(全数集計)

乘	多動	人口	1の男女・年齢等集計				
[利	[移動人口の男女・年齢]						
第	1	表	5年前の常住地・現住地、年齢、男女別人口	全国、都道府県、市区町村			
第	2	表	5年前の常住地、年齢、男女別人口	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市(現住地)			
第	3	表	現住地、年齢、男女別人口	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市(5年前の常住地)			
第	4	表	5年前の常住地(全市区町村)、年齢、男女別人口	全国、都道府県、市区町村(現住地)			
第	5	表	現住地(全市区町村)、年齢、男女別人口	全国、都道府県、市区町村(5年前の常住地)			
第	6	表	現住地(都道府県)、年齢、男女別人口	全国、都道府県 (5年前の常住地)			
第	7	表	現住地(全市区町村)、男女、居住期間別人口(総数及び5歳以上)	全国、都道府県、市区町村(5年前の常住			

(表番号) (表題) (集計地域)

第 8 表 居住期間、5年前の常住地、男女別人口(総数及び5歳以上)

全国、都道府県、市区町村 (現住地)

[外国人]

第 9 表 国籍、5年前の常住地、年齢、男女別人口(総数及び5歳以上)

全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市(現住地) [都道府県及び市区で は、年齢別の表章なし。]

[世帯の移動類型]

第 10 表 世帯の家族類型、5年前の常住地、世帯の移動類型、年齢、男女別一般世帯人員(総数及び世帯 主) 全国、都道府県 (現住地)

第 11 表 世帯の家族類型、世帯主の5年前の常住地、世帯の移動類型別一般世帯数及び一般世帯人員(総数 及び5歳以上)

全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市(世帯主の現住地)

第 12 表 世帯の家族類型、世帯主の現住地、世帯の移動類型別一般世帯数及び一般世帯人員(総数及び5歳じょと)

全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市(世帯主の5年前の常住地)

世帯主との続き柄、5年前の常住地、世帯主の5年前の常住地、世帯主の年齢、男女別一般世帯人員(総数及び5歳以上)

全国、都道府県 (現住地)

第 14 表 世帯の種類・施設等の世帯の種類、5年前の常住地、年齢、男女別世帯人員

全国、都道府県 (現住地)

[居住期間]

第 13 表

第 15 表 居住期間、配偶関係、年齢、男女別人口

全国、都道府県、市区町村

第 16 表 世帯主の居住期間、住宅の所有の関係別一般世帯数及び一般世帯人員

全国、都道府県、市区町村

第 17 表 世帯主の居住期間、世帯の家族類型別一般世帯数及び一般世帯人員

全国、都道府県、市区町村

移動人口の就業状態等集計

[移動人口の労働力状態・産業・職業・従業上の地位]

第 1 表 労働力状態・産業(大分類)、5年前の常住地、男女別人口(15歳以上)

全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市(現住地)

第 2 表 労働力状態・産業 (大分類)、現住地、男女別人口 (15歳以上)

全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市(5年前の常住地)

第 3 表 5年前の常住地・現住地、労働力状態・産業(大分類)、年齢、男女別人口(15歳以上)

全国、都道府県、21大都市、21大都市の区、県庁所在市、人口20万以上の市

第 4 表 労働力状態・職業(大分類)、5年前の常住地、男女別人口(15歳以上)

全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市(現住地)

第 5 表 労働力状態・職業(大分類)、現住地、男女別人口(15歳以上)

全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市(5年前の常住地)

第 6 表 5年前の常住地・現住地、労働力状態・職業(大分類)、年齢、男女別人口(15歳以上)

全国、都道府県、21大都市、21大都市の区、 県庁所在市、人口20万以上の市

(表番号)		(表題)	(集計地域)
第 7	表	従業上の地位、5年前の常住地、男女別就業者数 (15歳以上)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市(現住地)
第 8	表	従業上の地位、現住地、男女別就業者数 (15歳以上)	全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50 万以上の市(5年前の常住地)
第 9	表	5年前の常住地・現住地、従業上の地位、年齢、男女別就業者数 (15歳以上)	全国、都道府県、21大都市、21大都市の区、 県庁所在市、人口20万以上の市
第 10	表	5年前の常住地(全市区町村)、男女別就業者数(15歳以上)	全国、都道府県、市区町村(現住地)
第 11	表	現住地(全市区町村)、男女別就業者数(15歳以上)	全国、都道府県、市区町村(5年前の常住 地)
[居住	期間]		
第 12	表	居住期間、産業(大分類)、従業上の地位、男女別就業者数(15歳以上)	全国、都道府県、市区町村
第 13	表	世帯主の居住期間、世帯主の産業(大分類)、世帯主の労働力状態・従業上の地位別一般世帯数及び一般世帯人員	全国、都道府県、市区町村
第 14	表	居住期間、職業(大分類)、従業上の地位、男女別就業者数(15歳以上)	全国、都道府県、市区町村
第 15	表	世帯主の居住期間、世帯主の職業(大分類)、世帯主の労働力状態・従業上の地位別一般世帯数及び一般世帯人員	全国、都道府県、市区町村

VI 小地域集計(全数集計)

第 4 表 配偶関係、男女別人口(15歳以上)

[人口等基本集計に関する集計]	
第 1 表 男女別人口及び世帯数	基本単位区、町丁・字等

第 2 表	男女、国籍(日本人・外国人の別)別人口及び世帯数	町丁・字等
第 3 表	年齢、男女別人口、総年齢及び平均年齢	町丁・字等

第	5	表	世帯の種類、	世帯人員の人数別世帯数、	世帯人員及び1世帯当たり人員	(総数及び一般世帯)	町丁・字等

	第	6	表	世帯の家族類型、	世帯員の年齢による世帯の種類別一	-般世帯数、	一般世帯人員及び1世帯当たり人	町丁・字等
--	---	---	---	----------	------------------	--------	-----------------	-------

第 7 表 住宅の所有の関係別一般世帯数、一般世帯人員及び1世帯当たり人員 町丁・字等

町丁・字等

(表番号) 第 8 表	(表題) 住宅の建て方別一般世帯数、一般世帯人員及び1世帯当たり人員	町丁・字等	(集計地域)
210 - 20		,,,,,	
	基本集計に関する集計]		
第 9 表	労働力状態、男女別人口(15歳以上)	町丁・字等	
第 10 表	従業上の地位、男女別就業者数 (15歳以上)	町丁・字等	
第 11 表	産業 (大分類) 、男女別就業者数 (15歳以上)	町丁・字等	
,,,			
第 12 表	職業(大分類)、男女別就業者数(15歳以上)	町丁・字等	
第 13 表	世帯の経済構成別一般世帯数	町丁・字等	
	学地による人口・就業状態等集計に関する集計]		
第 14 表	従業地・通学地、男女別就業者数及び通学者数 (15歳以上)	町丁・字等	
[移動人口の	男女・年齢等集計に関する集計]		
第 15 表	居住期間、男女別人口	町丁・字等	
第 16 表	5年前の常住地、男女別人口	町丁・字等	
【地域メッ	シュ別 結果 】		
[人口等基本	集計に関する編成]	地域メッシュ	
[就業状態等	基本集計等に関する纒成]	地域メッシュ	

国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧

集計区分		集計内容	産業分類	分	集計対象	表章地域	全国結果の 公表予定 ()は前回公表実績	結果の公表 及び 提供の方法
速報集計	人口速報集計 (要計表による人口集計)	男女別人口及び世帯数の早期提供	_	_	全数	全国、 都道府県、 市区町村	<u>会和8年5月まで</u> (令和3年6月25日)	インターネットを利 用する方法等によっ て公表 人口は公表日に官報 に公示
基本集計	人口等基本集計	人口、世帯、住居に関する結果及び外 国人、高齢者世帯、母子・父子世帯、 親子の同居等に関する結果	_	全国、	<u> </u>	全都道府県一括でインターネットを利用 する方法等によって公表 おって、報告書を刊行 人口等基本集計の人口及び世帯数(確定人口・世帯数)は公表後に官報に公示		
	就業状態等基本集計	人口の労働力状態、夫婦、子供のいる 世帯等の産業・職業大分類別構成に関 する結果	大分類	大分類	全数	都道府県、市区町村	会和9年3月まで (令和4年5月27日)	全都道府県一括でインターネットを利用 する方法等によって 公表 おって、報告書を刊 行
抽出記	详細集計	就業者の産業・職業小分類別構成等に 関する詳細な結果	小分類	分	抽出	全国、 都道府県、 市区町村	令和9年11月まで (令和4年12月27日)	全都道府県一括でインターネットを利用 する方法等によって 公表 おって、報告書を刊 行
従業地・通学地集計	従業地・通学地による 人口・就業状態等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業・職業大分類別構成と関する結果	大分類	分	全数	全国、 都道府県、 市区町村	会和9年5月まで (令和4年7月22日)	集計が完了した後、 インターネットを利 用する方法等によっ て公表 おって、報告書を刊 行
人口移	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	_	_	全数	全国、都道府県、 市区町村	令和8年12月まで (令和4年2月28日)	集計が完了した後、 インターネットを利 用する方法等によっ て公表 おって、報告書を刊 行
動集計	移動人口の就業状態等集計	移動人口の労働力状態、産業・職業大 分類別構成に関する結果	大分類	大分類		全国、都道府県、市区町村	<u>令和9年6月まで</u> (令和4年8月31日)	
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	人口、世帯、住居に関する 基本的な事項の結果	_	_		町丁・字等、 基本単位区、 地域メッシュ	データ等を活用して秘	集計が完了した後、 インターネットを利 用する方法等によっ て公表
	就業状態等基本集計に関する 集計	人口の労働力状態及び就業者の産業・ 職業大分類別構成に関する基本的な事 項の結果	大分類	大分類	人业.			
	従業地・通学地による人口・ 就業状態等集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する 基本的な事項の結果	_	_	全数			
	移動人口の男女・年齢等集計 に関する集計	5年前の常住地に関する 基本的な事項の結果	_	_				

^{1)「}産業分類」及び「職業分類」欄は、該当する分類を用いた集計結果があることを示す。 2)「表章地域」欄は、該当集計区分で集計する地域を表しているが、必ずしも全ての統計表がその地域まで集計されるわけではない。

国勢調査における統計基準適用上の特記事項

国勢調査の集計に用いる産業分類及び職業分類については、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づくものとするが、以下の分類項目についてはこれらによらないこととする。

○ 表章を行わない分類項目及びその取扱い

<産業分類>

- ・中分類「無店舗小売業」については、結果表章せず、有店舗・無店舗にか かわらず販売品によりそれぞれの小売業に分類する。
- ・小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」については、結果表章せず、 管理又は補助的経済活動の対象となる事業所の主要な経済活動と同一の 分類項目に分類する。

○ 表章を行わない理由

これらの分類項目を表章するためには、正確に事業の内容を把握することができるよう調査事項を増設するなどの措置が必要となる。しかし、調査環境が厳しくなる中でこのような措置を講ずることは、世帯における記入者負担を増大させ、結果として正確な統計を維持することが困難となるおそれがある。

したがって、これらの分類項目については結果表章を行わないこととする。

国勢調査の実施の必要性

国勢調査は、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)に定める基幹統計調査として、法第5条第2項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査であり、総務大臣にその実施を義務付ける規定が定められている。

【参考:令和7年国勢調査の意義・役割】

国勢調査は、我が国の人や世帯の実態を把握し、国や地方公共団体の各種の行政施策の基礎資料を得ることを目的として5年ごとに実施している国の最も基本的な統計調査である。国勢調査の結果は、公正な行政を行うため、衆議院議員の選挙区の画定基準、地方交付税の交付額の算定基準など、多くの法令に利用が規定されている。また、法令上の利用のほか、国や地方公共団体における様々な行政施策の立案・推進・評価においても広く活用されている。

国勢調査の結果は、公的部門だけではなく、民間企業等でも将来の需要予測や店舗等の 立地計画など企業経営にも幅広く活用されている。また、大学等の学術・研究機関では、 社会・経済の実態や動向に関する実証的な研究などに広く利用され、それに基づいて政策 提言などが行われている。

このように、国勢調査は、国民が国や地域社会の実態を知り、その将来の姿を計画していくために必要とされる最も基本的な統計情報を提供するものであり、社会の発展を支える情報基盤としての役割を果たすものと言える。

人口の少子高齢化が進展する中で、的確な行政施策を企画・立案するため、全国及び地域別の詳細な統計が必要となる。そのため、令和7年国勢調査では、男女・年齢別人口といった極めて基本的な人口属性はもとより、単身世帯の増加を中心とする世帯構造の変化、女性や高齢者を始めとする就業構造の変化など、社会情勢や国民生活の変化を反映した直近の常住人口を属性別に捉えた詳細かつ正確な統計の作成が期待されている。

以上のような国勢調査の意義・役割に照らし、令和7年国勢調査を正確かつ円滑に実施 し、国や地域の問題への取組など、広く社会に役立つ統計を提供する必要がある。

国勢調査結果の利用状況

各種法令に基づく利用

- ○衆議院議員選挙区画定審議会設置法 ⇒ 選挙区の改定(第3条)
- ○地方自治法 ⇒ 地方自治法で用いる人口(第254条)
- ○地方交付税 ⇒ 地方交付税交付額の算定(第12条)
- ○過疎地域自立促進特別措置法 ⇒ 過疎地域の認定 (第2条)
- ○政党助成法 ⇒ 政党交付金の算定(第7条)
- ○航空法 ⇒ 無人航空機の飛行の禁止空域 (第132条の85第1項第2号、航空法施 行規則第236条の72)

行政上の施策への利用・地方公共団体による利用

- ○少子·高齡化関連
 - → 子ども・子育てビジョンの策定
 - → 年金・医療費
 - → 高齢者福祉問題
 - → 子育て環境の充実
- ○防災関連
 - → 防災計画の策定
 - → 災害復興計画の策定
 - → 被害予測
- ○行政上の計画の策定

など

他の統計への利用

- ○標本設計
- ○他の統計で推計する際のベンチマーク (指標)

など

その他、最近の白書等における分析、国民経済計算の推計、学術研究等などにも活用